



# 栃木県公報

平成27年  
8月18日(火)  
第2708号

## 目次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定..... 753

○同..... 753

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更..... 754

○建築基準法による道路の位置指定..... 754

○建築基準法による道路の位置指定の変更..... 756

○建築基準法による道路の位置指定の廃止..... 756

○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 757

### 公 告

○平成27年度クリーニング師試験の実施..... 757

○都市計画変更図書の写しの縦覧..... 759

## 告 示

### 栃木県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
カワチ薬局鹿沼南店	鹿沼市西茂呂4-4-1	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	平成27年 8月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局下野 小金井店	下野市柴830-9	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成27年 8月1日	精神通院医療
えるえす訪問看護ス テーション益子	益子町益子1045-3 コーポいちごB201	サポートワンセルフ株式会社 代表取締役 河原 保生	平成27年 8月1日	精神通院医療
アドバンスケア訪問 看護ステーション	宇都宮市御幸ヶ原町 136-69	有限会社アドバンスケア 代表取締役 町田 敏春	平成27年 8月1日	精神通院医療
フォーチュン・サー クル訪問看護リハピ リステーション佐野	佐野市天神町774-22 メープルハイツ101	株式会社フォーチュン・サーク ル 代表取締役 鈴木 利和	平成27年 8月1日	精神通院医療

### 栃木県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
カワチ薬局鹿沼南店	鹿沼市西茂呂 4-4-1	株式会社カワチ薬品	平成27年 8月1日	育成医療及び 更生医療

栃木県告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
訪問看護ステーションこあ	宇都宮市八幡台18-11 (宇都宮市上戸祭 1-1-16)	有限会社心愛 取締役 荒井 広美	平成27年 7月1日	精神通院医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号 の規定による道路	那須郡那須町大字高久甲字喰木原 5237-1の一部	幅員6.00m 延長39.77m	平成25年 8月23日	大 田 原 土 木 事 務 所
	塩谷郡塩谷町大字玉生字鴨屋敷567- 6、566-2の各一部	幅員4.05m 5.39m 延長8.33m	平成25年 9月26日	大 田 原 土 木 事 務 所
	さくら市氏家字大野 3450-23、3450- 102、3450-103、3450-104、3450-105の 各一部	幅員6.00m 延長55.24m	平成25年 10月2日	大 田 原 土 木 事 務 所
	矢板市富田字向原 530-4、530-9、 530-12、530-13、531-3、555、556- 1、583-1、583-1先の各一部	幅員4.05m 4.20m 4.45m 延長100.15m	平成25年 11月7日	大 田 原 土 木 事 務 所

芳賀郡芳賀町大字東水沼字二本松 3150-5、3151の各一部、3013-10、 3013-12、3013-13	幅員4.30m 6.30m 延長63.78m	平成25年 11月8日	真 岡 土木事務所
下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原 2018-17	幅員6.00m 延長34.18m	平成25年 11月14日	栃 木 土木事務所
下都賀郡壬生町表町517-1の一部	幅員5.00m 延長40.26m	平成26年 1月15日	栃 木 土木事務所
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字東北原 2399-11の一部	幅員4.00m 延長19.48m	平成26年 2月14日	宇 都 宮 土木事務所
塩谷郡塩谷町大字玉生字荒川向901- 5、915-3、916、917-3の各一部	幅員4.52m 6.00m 延長14.24m	平成26年 6月5日	大 田 原 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字立切3190- 76、3190-78の各一部	幅員4.66m 4.75m 延長16.00m	平成26年 6月30日	大 田 原 土木事務所
矢板市本町907-15の一部	幅員6.00m 6.12m 延長34.85m	平成26年 7月22日	大 田 原 土木事務所
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字山中 2261-6、2261-70の各一部	幅員4.00m 延長19.19m	平成26年 8月22日	宇 都 宮 土木事務所
矢板市東町1232-39、1232-53	幅員5.00m 延長18.15m	平成26年 11月11日	大 田 原 土木事務所
下都賀郡壬生町寿町61-1、61-4の 各一部	幅員4.00m 延長63.51m	平成26年 11月17日	栃 木 土木事務所
さくら市氏家字堂ノ前1205-1	幅員4.00m 6.00m 延長55.27m	平成26年 11月25日	大 田 原 土木事務所
那須郡那須町大字高久乙字道上586- 541、586-553、586-569、586-570、 586-571の各一部、586-1067、586- 1068、586-1070	幅員4.57m 延長27.60m	平成26年 12月19日	大 田 原 土木事務所
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字南坂東 2362-35、2362-36の各一部、字坂上 1123-8、1124-1の各一部	幅員4.10m 6.00m 6.10m 延長72.44m	平成26年 12月25日	宇 都 宮 土木事務所
さくら市氏家字大野3261-14、3261- 33、3261-56の各一部	幅員6.00m 延長32.47m	平成27年 2月17日	大 田 原 土木事務所
河内郡上三川町大字多功字本町1855、 1856の各一部	幅員4.00m 延長27.39m	平成27年 2月20日	宇 都 宮 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798- 395、1798-404、1798-405、1798-406、 1798-407、1798-408、1798-430、 1798-431、1798-449、1798-450、 1798-463の各一部	幅員4.66m 延長104.29m	平成27年 3月27日	大 田 原 土木事務所

さくら市氏家字桜野境3161-2、3161-7、3162-2、3162-3	幅員6.00m 延長35.00m	平成27年 4月9日	大田原 土木事務所
芳賀郡益子町大字山本2463-4	幅員6.30m 延長25.68m	平成27年 5月26日	真岡 土木事務所
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字北原1027-8、1028-1の一部	幅員4.80m 6.00m 延長24.44m	平成27年 6月1日	宇都宮 土木事務所
那須郡那須町大字高久乙字道上593-86、593-87、593-88、593-89、593-90、593-91、593-92、593-93、593-94、593-95、593-96、593-97、593-98、593-317の各一部	幅員4.65m 4.67m 延長97.08m	平成27年 6月12日	大田原 土木事務所

#### 栃木県告示第413号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	変更後の道路の位置	道路の延長及び幅員	変更年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	矢板市末広町516-1	幅員6.00m 延長46.97m	平成25年 11月20日	大田原 土木事務所

#### 栃木県告示第414号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	廃止年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	下野市下古山字北原2930-12、2932-2	幅員4.00m 延長22.40m	平成25年 7月17日	栃木 土木事務所
	真岡市田町字三島1604-3の一部、1604-4	幅員6.00m 延長38.10m	平成25年 9月3日	真岡 土木事務所
	那須郡那須町大字高久丙字北条平1147-20、1147-48、1147-49、1147-50、1147-51、1147-52、1147-53、1147-54、1147-55、1147-56、1147-57、1147-58、1147-59、1147-60、1147-61、1147-62、1147-64、1147-65、1147-66、1147-68、1147-69、1147-71	幅員4.00m 5.00m 6.50m 延長2059.90m	平成26年 1月6日	大田原 土木事務所

那須烏山市中央一丁目字釜ヶ入750-1、750-2の一部	幅員4.00m 延長22.80m	平成26年 6月12日	宇 都 宮 土木事務所
芳賀郡益子町大字塙字ケカチ2492-3	幅員6.00m 延長96.40m	平成26年 11月4日	真 岡 土木事務所

**栃木県告示第415号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社国際確認検査センター
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 常和八重洲ビル	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 ユニゾ八重洲ビル

- 3 変更年月日  
平成27年 7月10日

(建築課)

**公 告**

## ○平成27年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により平成27年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第4条の規定により公告する。

平成27年 8月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 試験日 平成27年11月8日（日）
  - (2) 試験開始時間 学科試験 午前10時（集合時間：午前9時30分）  
実技試験 午後1時
  - (3) 試験会場 宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉高等学校
- 2 試験科目
  - (1) 学科試験（60分）
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗たく物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験
    - ア 鑑定試験
      - 薬品の鑑定（10分）
      - 繊維の鑑定（5分）
    - イ 技能試験
      - アイロン仕上げの技能（8分）
- 3 出願期間  
平成27年 9月30日（水）から同年10月2日（金）まで

(郵送による場合は、平成27年10月2日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。)

#### 4 出願場所

- (1) 県内(宇都宮市を除く。)居住者は、その住所地を管轄する健康福祉センター
- (2) 宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所
- (3) 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

#### 5 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項に規定する者  
(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者)

#### 6 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証する書類(卒業証明書等)

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

ア 卒業証書の写しを提出する場合は、その原本も併せて持参すること。

イ 卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

- (4) 受験票
- (5) 写真(出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm横4.5cmのものを受験票に貼り付けること。)
- (6) 52円切手(郵送料として、受験票に貼り付けること。)

#### 7 受験手数料

7,000円を栃木県収入証紙により納付すること(受験願書に貼付し、消印をしないこと。)

#### 8 合格者の発表

- (1) 平成27年11月24日(火)午前10時に県庁正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。
- (2) 栃木県公式ホームページに掲載する。
- (3) 合格者には、栃木県保健福祉部生活衛生課から通知する。
- (4) 合否について電話での問合せには一切応じない。

#### 9 その他

- (1) 受験者本人は、平成27年11月24日(火)から1ヶ月間、科目別得点を栃木県保健福祉部生活衛生課で口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参すること。
- (2) 受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター若しくは宇都宮市保健所で配付するものを使用すること。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒(規格(長3)の封筒に、宛先を明記の上、82円切手を貼る。)を同封の上、栃木県保健福祉部生活衛生課宛て請求すること。
- (3) 試験当日は、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)、昼食及び実技試験で使用する白無地綿50%以上シングルカフスのポケットにふたのないワイシャツ1枚(完全に洗濯し、のり付けして適当に湿らせたもの)を必ず持参すること。
- (4) 身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部生活衛生課へ連絡すること。
- (5) その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県保健福祉部生活衛生課  
電話028-623-3110

(生活衛生課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年6月12日に変更した、宇都宮都市計画地区計画（祖母井南部地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 8 月18日

栃木県知事 福 田 富 一  
(都市計画課)